（証券コード　6856）
平成28年３月４日

株　主　各　位

京都市南区吉祥院宮の東町２番地
株式会社　堀場製作所
取締役会長兼社長　　堀　場　　厚

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年３月25日（金曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　**平成28年３月26日（土曜日）午前９時**

２．場　　所　　**京都市南区吉祥院宮の東町２番地　当社講堂**
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項

１．第78期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第78期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　取締役８名選任の件

第２号議案　監査役３名選任の件

第３号議案　補欠監査役２名選任の件

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年３月25日（金曜日）午後５時までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使専用ウェブサイト（http://www.web54.net）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、平成28年３月25日（金曜日）午後５時までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、42頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

なお、議決権行使書面と電磁的方法と重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものといたします。

以　上

1．当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付に必ずご提出くださいますようお願い申しあげます。

2．株主でない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんのでご注意願います。また、代理人による議決権の行使につきましては、当社定款の定めにより議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができることとさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

3．本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://www.horiba.com/jp/investor-relations/shareholders-meeting/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、会計監査人及び監査役がそれぞれ会計監査報告及び監査報告を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として合わせて監査を受けております。

4．株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト（http://www.horiba.com/jp/investor-relations/shareholders-meeting/）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

株主懇談会開催のご案内

株主総会終了後、株主懇談会の開催を予定しておりますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。

〔添付書類〕

事　業　報　告

（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済情勢を振り返りますと、米国では雇用環境の改善を背景に個人消費が増加するなど、景気の回復が続きました。欧州では、債務問題や地政学リスクがあるものの、緩やかな回復を続けました。一方、新興国をみると、中国では固定資産投資や輸出が弱くなっており、景気が緩やかに減速しました。東南アジアでは、中国経済の減速や資源価格の下落などの影響を受け、成長が鈍化しました。ブラジルにおいては、厳しい経済情勢から通貨安となり、景気は悪化しました。我が国においては、一部に弱さも見られるものの、企業収益の改善を背景に、設備投資の持ち直しや雇用・所得環境の改善が続く中で、景気は緩やかな回復基調が続きました。この間、為替相場を見ますと、年間の平均為替レートは、１USドル121.10円、１ユーロ134.31円と、前年と比べUSドルは12.6％の円安、ユーロは4.5％の円高になりました。

分析・計測機器業界におきましては、半導体関連は、平成27年は年間を通して高い水準での設備投資が続き、半導体製造装置需要は拡大しました。自動車関連においても、国内外の自動車メーカーによる設備投資や研究開発投資が平成26年に続いて堅調に推移しました。また、世界的に排ガス規制に対する意識が高まったことなどを背景に、排ガス計測に関する需要は拡大傾向で推移しています。科学分析機器関連では、中国において最先端の科学分析器の需要が増加したことなどから、分析機器需要が拡大しました。

このような経営環境のもと、当社グループにおいて、当連結会計年度に実行した各事業部門の強化施策といたしましては、自動車計測システム機器部門では、平成25年に販売を開始した主力のエンジン排ガス測定装置の新製品の販売が順調に増加した他、平成17年にカール・シェンク社（ドイツ）より買収したMCT（自動車計測機器）事業においても、開発・生産拠点である欧州以外の需要取り込みに成功し、大幅な販売増につながりました。また、当期において英国のMIRA社よりECT※（自動車開発全般に関するエンジニアリング・試験）事業を買収しました。分析・計測領域から一歩踏み出し、次世代モビリティの開発を含めた事業領域へと拡大を進めます。環境・プロセスシステム機器部門では、中国などアジアでの環境規制強化に対応した分析機器の提案力を強化すべく現地大学等との積極的な意見交換を進めています。また、平成25年に買収したキャメロン社（米国）のプロセス計測設備事業において、シェールガス・オイルを含めた石油精製市場での事業拡大を進めています。医用システム機器部門では、独自の技術で高い市場シェアを誇る自動血球計数CRP測定装置の新製品を投入しました。フランスでは、製品開発スピードの加速を狙った新開発センターを竣工させました。半導体システム機器部門では、半導体関連事業の製品開発の加速と生産効率化を目的として平成25年から建設を進めてきたHORIBA最先端技術センターが稼働

しました。科学システム機器部門では、中国での販売を強化し、ラマン分光分析装置などの需要の高まりに対応しました。

この他、日本では、自動車計測システム機器部門と環境・プロセスシステム機器部門におけるガス計測分野の開発・生産力の強化のため建設を進めていた、びわこ工場「HORIBA BIWAKO E-HARBOR」への移転を開始し、平成28年5月の本格稼働に向けて準備を進めています。さらに、経営判断の迅速化や業務プロセスの共通化を狙った新しいGEO（基幹業務）システムのグローバル導入が完了し、本年１月よりグループ会社の85％で運用を始めました。

こうした経営施策に加え、販売拡大に努力した結果、当連結会計年度の業績は、売上高170,898百万円と前期比11.7％の増収となり、利益面でも営業利益19,372百万円、経常利益18,848百万円、当期純利益12,882百万円とそれぞれ前期比12.5％、同14.5％、同21.7％の増益となりました。

※ECT: Engineering Consultancy & Testing

事業部門別の状況は、次のとおりであります。

（自動車計測システム機器部門）

自動車メーカーなどの設備投資や研究開発投資の増加に伴い日本でのエンジン排ガス測定装置の販売が増加しました。また、円安ドル高の影響により米州での売上高が円換算で増加したほか、ECT事業の買収により売上高が増加しました。これらの結果、売上高は前期比16.8％増の64,251百万円となりました。一方で、ECT事業の買収に係る一時費用の他、滋賀県で完成したHORIBA BIWAKO E-HARBORへの移転に伴う費用などにより、営業利益は同23.7％減の4,448百万円となりました。

（環境・プロセスシステム機器部門）

日本や中国において発電所や工場向けに煙道排ガス分析装置の販売が堅調に推移したほか、円安ドル高の影響により米州での売上高が円換算で増加しました。一方で、HORIBA BIWAKO E-HARBORへの移転に伴う費用などが発生しました。この結果、売上高は前期比1.8％増の16,754百万円となり、営業利益は同11.6％減の1,773百万円となりました。

（医用システム機器部門）

円高ユーロ安の影響などにより欧州での売上高が円換算で減少したものの、日本国内において平成27年3月に発売した自動血球計数CRP測定装置の販売が好調に推移しました。この結果、売上高は前期比1.5％増の27,447百万円となり、営業利益は同39.9％増の2,403百万円となりました。

（半導体システム機器部門）

半導体メーカーの高水準の設備投資を背景に、半導体製造装置メーカー向けの販売が大幅に増加しました。この結果、売上高は前期比22.3％増の35,386百万円となり、営業利益は同46.2％増の9,439百万円となりました。

（科学システム機器部門）

中国において大学向け等の研究開発用途で販売が堅調に推移しました。また、円安ドル高で米州での売上高が円換算で増加したことなどにより、売上高は前期比5.6％増の27,059百万円となり、営業利益は同8.4％増の1,307百万円となりました。

企業集団の事業部門別売上高　〔単位　百万円〕

部　門	第77期 (平成26年1月～平成26年12月)	第78期(当連結会計年度) (平成27年1月～平成27年12月)	前　期　比 増 減 (△) 額
自動車計測システム機器	55,001	64,251	9,249
環境・プロセスシステム機器	16,465	16,754	289
医用システム機器	27,037	27,447	409
半導体システム機器	28,934	35,386	6,451
科学システム機器	25,627	27,059	1,432
合　　計	153,065	170,898	17,833

⑵ 設備投資等の状況

当連結会計年度における企業集団の設備投資額（無形固定資産を含む。）は16,309百万円であり、その主なものは当社のHORIBA BIWAKO E-HARBORへの投資7,047百万円、株式会社堀場エステックのHORIBA最先端技術センターへの投資880百万円、当社グループのGEO（基幹業務）システムの開発投資758百万円などであります。

⑶ 資金調達の状況

当社グループは、英国MIRA社のECT（自動車開発全般に関するエンジニアリング・試験）事業の買収資金等として、金融機関から長期借入金15,120百万円の調達を行いました。

⑷ 対処すべき課題

当社グループは、市場別に自動車計測システム機器、環境・プロセスシステム機器、医用システム機器、半導体システム機器、科学システム機器の５つのセグメントで事業展開をしています。これは５つの異なる市場で事業を行うことにより、各セグメントがそれぞれの強みを発揮すると共に、お互いの弱みを補強しながらバランスよく成長させることを意図しています。セグメントごとの技術やノウハウはお互い連携し合っており、セグメント間で「人財」や生産設備等の事業リソースをシフトすることによって、好調な事業にリソースを一時的に集約させるなど、業績の悪い事業の負担を軽減する柔軟な対応を取ることができ、効率的な経営が可能となっています。

平成23年2月に策定した、5年後の平成27年度を目標年度とする中長期経営計画では、連結売上高1,500億円、営業利益率13%以上、ROE（自己資本当期純利益率）11%以上をめざしてまいりました。計画最終年度である本年は、大型の設備投資や事業買収などを実施したことなどにより、営業利益率とROEの目標達成はなりませんでしたが、売上高は1,708億円となり目標を達成しました。

前・中長期経営計画の終了を受け、平成32年度を目標年度とする新・中長期経営計画を策定し、計画達成に向け諸施策を推し進めてまいります。本計画において、連結売上高2,500億円、営業利益300億円、ROE 10%以上をめざします。

今まで、当社グループは“HORIBA Group is One Company.”の経営方針のもと、地域単位での効率化とマトリックス経営を推進しグループ一体となった経営を行ってきました。次のステージとして、平成26年１月に始動した「HORIBAステンドグラス・プロジェクト」※ を通じてグループ力をさらに高め、あらゆるお客様に対して分析・計測の真のパートナーとなるべく、事業成長と事業範囲の拡大を実現します。オーナー（株主）の皆様におかれましては、倍旧のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

※HORIBAステンドグラス・プロジェクト：「性別・年齢・国籍・障がいなどを乗り越えて多様な個性・才能が輝き、新たな価値を創造し続けることで強いHORIBAを実現する」をミッションに掲げたプロジェクト。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　分	第75期 (平成24年１月～平成24年12月)	第76期 (平成25年１月～平成25年12月)	第77期 (平成26年１月～平成26年12月)	第78期(当連結会計年度) (平成27年１月～平成27年12月)
受　注　高（百万円）	121,947	145,829	159,358	166,483
売　上　高（百万円）	117,609	138,136	153,065	170,898
経 常 利 益（百万円）	11,353	13,056	16,454	18,848
当期純利益（百万円）	7,396	8,999	10,589	12,882
１株当たり当期純利益（円）	174.87	212.76	250.28	305.73
総　資　産（百万円）	153,836	189,269	207,335	231,032
純　資　産（百万円）	99,536	114,545	124,314	130,050
１株当たり純資産額（円）	2,346.45	2,699.88	2,928.82	3,078.40

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。
　　２．１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区　分	第75期 (平成24年1月～平成24年12月)	第76期 (平成25年1月～平成25年12月)	第77期 (平成26年1月～平成26年12月)	第78期(当事業年度) (平成27年1月～平成27年12月)
受　注　高（百万円）	55,391	53,231	58,941	59,118
売　上　高（百万円）	53,526	54,348	56,116	59,793
経 常 利 益（百万円）	7,261	6,652	9,625	10,314
当期純利益（百万円）	5,636	5,192	7,355	8,390
１株当たり当期純利益（円）	133.25	122.75	173.84	199.13
総　資　産（百万円）	103,282	117,525	124,965	145,253
純　資　産（百万円）	76,430	80,765	85,092	90,042
１株当たり純資産額（円）	1,801.19	1,901.33	2,001.85	2,127.94

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。
　　２．１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。

⑹ 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

当社は親会社を有しておりません。

②重要な子会社の状況　（平成27年12月31日現在）

会　社　名	資　本　金	議決権比率	主 な 事 業 内 容
株式会社堀場エステック	1,478百万円	100.0%	ガス流量計測・制御装置の製造、販売
ホリバ・インスツルメンツ社(アメリカ)	16,773千US$	100.0%	測定機器の製造、販売
ホリバ・ヨーロッパ社(ドイツ)	8,802千Euro	100.0%	測定機器の製造、販売
ホリバABX社(フランス)	23,859千Euro	100.0%	血球計数装置の製造、販売
ホリバ・ジョバンイボン社(フランス)	7,075千Euro	100.0%	光学機器及び精密機械の製造、販売
ホリバMIRA社(イギリス)	50,000千Pound	100.0%	車両開発エンジニアリング

（注）ホリバ・インスツルメンツ社（アメリカ）、ホリバABX社（フランス）及びホリバ・ジョバンイボン社（フランス）における議決権比率は、当社の他の子会社が有する議決権数によるものであります。また、ホリバ・ヨーロッパ社(ドイツ)における議決権比率は、当社が有する議決権数に、当社の他の子会社が有する議決権数を加えたものであります。

⑺ 主要な事業内容　（平成27年12月31日現在）

当社グループは各種分析計の製造及び販売を行っており、部門別の主要製品・サービスは次のとおりであります。

部　門	主 要 製 品 ・ サ ー ビ ス
自動車計測システム機器	エンジン排ガス計測システム、使用過程車用排ガス分析計、 車載型排ガス分析装置、ドライブラインテストシステム、 エンジンテストシステム、ブレーキテストシステム、ドライブレコーダー、 車両開発エンジニアリング、試験エンジニアリング、研究開発棟リース
環境・プロセスシステム機器	煙道排ガス分析装置、水質計測装置、大気汚染監視用分析装置、環境放射線測定器
医用システム機器	血球計数装置、免疫測定装置、生化学用検査装置、血糖値検査装置
半導体システム機器	マスフローコントローラー、薬液濃度モニター、半導体異物検査装置、残留ガス分析装置
科学システム機器	pHメーター、粒子径分布測定装置、蛍光X線分析装置、ラマン分光分析装置、グレーティング（回折格子）

⑻ **主要な営業所及び工場**　（平成27年12月31日現在）

株式会社堀場製作所	本社・工場（京都市） びわこ工場（大津市） HORIBA最先端技術センター（京都市） 東京支店（東京都千代田区） 北海道セールスオフィス（札幌市） 東北セールスオフィス（仙台市） 栃木セールスオフィス（宇都宮市） つくばセールスオフィス（つくば市） 東京セールスオフィス（東京都千代田区） 横浜セールスオフィス（横浜市） 浜松セールスオフィス（浜松市） 豊田セールスオフィス（豊田市） 名古屋セールスオフィス（名古屋市） 大阪セールスオフィス（大阪市） 四国セールスオフィス（高松市） 広島セールスオフィス（広島県安芸郡） 九州セールスオフィス（福岡市）
株式会社堀場エステック	本社・工場（京都市） 阿蘇工場（熊本県阿蘇郡） 京都福知山テクノロジーセンター（福知山市） 東北セールスオフィス（仙台市） 東京セールスオフィス（東京都千代田区） 山梨セールスオフィス（甲府市） 名古屋セールスオフィス（名古屋市） 九州中央セールスオフィス（熊本県阿蘇郡）
ホリバ・インスツルメンツ社（アメリカ）	本社・工場（アメリカ／カリフォルニア州） 支店（アメリカ／ミシガン州） エヂソン工場（アメリカ／ニュージャージー州）
ホリバ・ヨーロッパ社（ドイツ）	本社・工場（ドイツ／オーバーウルゼル市） 支店（ドイツ／ダルムシュタット市）
ホリバABX社（フランス）	本社・工場（フランス／モンペリエ市）
ホリバ・ジョバンイボン社（フランス）	本社・工場（フランス／ロンジュモ市） リサーチセンター（フランス／パラゾー市）
ホリバMIRA社（イギリス）	本社（イギリス／ナニートン市）
ホリバ・ブラジル社（ブラジル）	本社・工場（ブラジル／サンパウロ市）
ホリバ・コリア社（韓国）	本社（韓国／京畿道プチョン市） 支店（韓国／ソウル市）

⑼ **従業員の状況**　（平成27年12月31日現在）

①企業集団の従業員

部　　門	従 業 員 数	前期末比増減
自動車計測システム機器	2,173名	673名増
環境・プロセスシステム機器	532名	7名増
医用システム機器	1,135名	55名増
半導体システム機器	757名	65名増
科学システム機器	910名	22名減
全　社（共　通）	1,324名	88名増
合　　計	6,831名	866名増

②当社の従業員

従　業　員　数		前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
男　　性	1,159名	10名増	42.1歳	16.3年
女　　性	332名	24名増	36.7歳	10.7年
合　　計	1,491名	34名増	40.9歳	15.1年

⑽ **主要な借入先の状況**　（平成27年12月31日現在）

借　　入　　先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	13,771百万円
株式会社みずほ銀行	7,200百万円
株式会社三井住友銀行	3,079百万円

2．会社の株式に関する事項　（平成27年12月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　100,000,000株

⑵ **発行済株式の総数**　42,532,752株（自己株式439,021株を含む。）

⑶ **株主数**　7,154名

⑷ **大株主**　（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,270	5.4
ピクテアンドシーヨーロッパエスエー	2,182	5.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,849	4.4
ＵＢＳ　ＡＧ　ＬＯＮＤＯＮ　Ａ／Ｃ　ＩＰＢ ＳＥＧＲＥＧＡＴＥＤ　ＣＬＩＥＮＴ　ＡＣＣＯＵＮＴ	1,435	3.4
全国共済農業協同組合連合会	1,287	3.1
堀場　雅夫	1,150	2.7
株式会社京都銀行	828	2.0
堀場　厚	810	1.9
堀場洛楽会投資部会	794	1.9
ビーエヌピー　パリバ　セキュリティーズ　サービス パリス　ジャスデック　フランス	771	1.8

（注）1．持株比率は自己株式（439,021株）を控除して計算しております。
2．堀場雅夫氏は、平成27年７月に死去されましたが、平成27年12月31日現在、株主名簿書換手続き未了のため、株主名簿上の名義で記載しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

⑴ 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

（平成27年12月31日現在）

名称	発行日	個数	株式の種類と数	行使時の払込金額	行使期間	保有者数
第1回株式報酬型新株予約権	平成21年４月16日	317個	普通株式 31,700株	1株当たり1円	平成21年４月17日～平成51年４月16日	取締役4名
第2回株式報酬型新株予約権	平成22年４月23日	152個	普通株式 15,200株	1株当たり1円	平成22年４月24日～平成52年４月23日	取締役4名
第3回株式報酬型新株予約権	平成23年４月21日	181個	普通株式 18,100株	1株当たり1円	平成23年４月22日～平成53年４月21日	取締役4名
第4回株式報酬型新株予約権	平成24年４月24日	160個	普通株式 16,000株	1株当たり1円	平成24年４月25日～平成54年４月24日	取締役4名
第5回株式報酬型新株予約権	平成25年５月 ８日	199個	普通株式 19,900株	1株当たり1円	平成25年５月 ９日～平成55年５月 ８日	取締役4名
第6回株式報酬型新株予約権	平成26年４月24日	175個	普通株式 17,500株	1株当たり1円	平成26年４月24日～平成56年４月23日	取締役5名
第7回株式報酬型新株予約権	平成27年５月 ８日	133個	普通株式 13,300株	1株当たり1円	平成27年５月 ９日～平成57年５月 ８日	取締役5名

（注）１．社外取締役及び監査役は含まれておりません。

２．第１回株式報酬型新株予約権から第４回株式報酬型新株予約権までの主な行使条件は以下のとおりであります。

⑴ 「行使期間」に関わらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できます。

⑵ その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間に締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

３．第５回株式報酬型新株予約権から第７回株式報酬型新株予約権までの主な行使条件は以下のとおりであります。

⑴ 「行使期間」に関わらず、新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、子会社の取締役及び執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、新株予約権を行使できるものとし、それぞれの地位に基づいて割当てを受けた新株予約権をそれぞれ一括して行使できます。

⑵ その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間に締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

⑵ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況

名称	発行日	個数	株式の種類と数	行使時の払込金額	行使期間	交付者数
第7回株式報酬型新株予約権	平成27年5月 8日	52個	普通株式 5,200株	1株当たり 1円	平成27年5月 9日～ 平成57年5月 8日	執行役員13名
第7回株式報酬型新株予約権	平成27年5月 8日	36個	普通株式 3,600株	1株当たり 1円	平成27年5月 9日～ 平成57年5月 8日	子会社の取締役及び執行役員11名

（注）新株予約権の主な行使条件は以下のとおりであります。

1．「行使期間」に関わらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、当社の取締役及び執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、子会社の取締役及び執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、新株予約権を行使できるものとし、それぞれの地位に基づいて割当てを受けた新株予約権をそれぞれ一括して行使できます。

2．その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間に締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

⑶ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

⑴ 取締役及び監査役の氏名等　（平成27年12月31日現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
堀場　厚	代表取締役会長兼社長	株式会社堀場エステック　代表取締役社長 株式会社ロック・フィールド　社外取締役 株式会社ワコールホールディングス　社外取締役
石田耕三	代表取締役副会長	
齊藤壽一	取締役副社長 （経営戦略本部長）	
佐藤文俊	常務取締役 （管理本部長兼東京支店長）	
足立正之	取締役 （開発本部長兼開発統括室長）	ホリバ・ジョバンイボン社（フランス）　代表取締役社長
杉田正博	取締役	ＭＳＤ株式会社　監査役 株式会社七十七銀行　社外取締役
宇野敏彦	監査役（常勤）	
石角完爾	監査役	千代田国際経営法律事務所　所長　代表弁護士
石田敬輔	監査役	株式会社写真化学　代表取締役会長兼社長 株式会社エスケーエレクトロニクス　取締役会長

（注）１．取締役　杉田正博は、社外取締役であります。
２．監査役　石角完爾、石田敬輔は、社外監査役であります。
３．当社は、社外取締役及び社外監査役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．当事業年度末後、次のとおり重要な兼職の状況に異動がありました。

氏　名	重要な兼職の状況		
	異動前	異動後	異動年月日
足立正之	ホリバ・ジョバンイボン社（フランス） 代表取締役社長	ホリバ・ジョバンイボン社（フランス） 経営監督委員会議長	平成28年１月６日

⑵ **取締役及び監査役の報酬等の額**

取締役６名　６億8,657万円（うち社外１名　480万円）

監査役３名　　2,160万円（うち社外２名　960万円）

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、平成25年３月23日開催の第75回定時株主総会において年額７億円以内（うち社外取締役分2,000万円以内、また使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、この報酬限度額の内訳は、連結純利益に連動する報酬として上限５億円、下限０円、定期同額給与等の基本報酬として２億円以内としております（ただし、社外取締役に対する報酬は基本報酬のみとする。）。また、これとは別枠にて、平成21年３月28日開催の第71回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を年額7,000万円以内の範囲で取締役（社外取締役を除く。）に割当てることを決議いただいております。

３．上記の取締役に対する報酬等の額には、当事業年度に係る連結純利益に連動する報酬５億円及び株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権4,497万円（取締役 ５名）が含まれております。

４．監査役の報酬限度額は、平成19年３月24日開催の第69回定時株主総会において年額5,000万円以内と決議いただいております。

⑶ 社外取締役及び社外監査役に関する事項

①当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
取締役	杉田正博	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席し、国際経験豊かで、金融に関する造詣も深いうえ、取締役、監査役としての経験も有しており、当社の経営について貴重な指摘、意見をいただいております。
監査役	石角完爾	当事業年度開催の取締役会12回のうち10回に出席するとともに、当事業年度開催の監査役会14回のうち12回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
監査役	石田敬輔	当事業年度開催の取締役会12回のうち全てに出席するとともに、当事業年度開催の監査役会14回のうち全てに出席し、経営者としての経験も豊富で、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。

②重要な兼職先と当社との関係

区　分	氏　　名	兼　職　状　況
取締役	杉田正博	ＭＳＤ株式会社　監査役 株式会社七十七銀行　社外取締役
監査役	石角完爾	千代田国際経営法律事務所　所長　代表弁護士
監査役	石田敬輔	株式会社写真化学　代表取締役会長兼社長 株式会社エスケーエレクトロニクス　取締役会長

上記の重要な兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

③責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役全員は、それぞれ会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

5．会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

⑵ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額　48百万円

②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　61百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額には、これらの合計額を記載しております。

2．当社の重要な連結子会社のうち、ホリバ・インスツルメンツ社（アメリカ）、ホリバ・ヨーロッパ社（ドイツ）、ホリバABX社（フランス）、ホリバ・ジョバンイボン社（フランス）、ホリバMIRA社(イギリス)は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

3．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

⑶ 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑷ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6．会社の体制及び方針

⑴ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ⅰ．取締役及び使用人の職務の執行に当たっては、法令及び定款を遵守することをホリバコーポレートフィロソフィ、倫理綱領等に明記して、法令・定款遵守の企業風土を醸成し、法令・定款違反行為の未然防止に努めるものとする。

　取締役及び使用人が他の取締役または使用人の法令・定款違反行為を発見した場合は、コンプライアンス管理規程に基づいて通報するものとし、コンプライアンス統轄責任者は通報内容を確認して、必要に応じて社内関係機関に報告するなどガバナンス体制を維持・強化するものとする。

ⅱ．コンプライアンス体制の基礎として、倫理綱領及びコンプライアンス管理規程を定めており、今後とも、取締役及び使用人全員へのこれらの浸透を図り、内部統制システムの構築・整備・維持・向上の推進を図るものとする。また、必要に応じて取締役及び使用人に対して、教育を実施するものとする。

ⅲ．内部監査に当たる監査担当部署は、法令・定款違反の発見・防止と業務プロセスの改善指示等に努めるものとし、執行部門から独立した組織にするものとする。

ⅳ．法令・定款違反その他のコンプライアンスに関する事実についての前記「ⅰ.」記載の社内通報体制に加えて、コンプライアンス管理規程に基づき社外弁護士等を直接の情報受領者とする通報制度をすでに設けており、今後ともその適切な運用を行うものとする。

ⅴ．監査役は、当社の法令・定款遵守体制及びコンプライアンスに関する体制の運用に問題があると認める時は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

ⅵ．取締役会、監査役による監督・監視体制充実のため、業務の適正化に必要な知識と経験を有した社外取締役と社外監査役をすでに選任しているが、今後とも引き続き適任者を選ぶものとする。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、取締役の指揮・監督の下で業務執行を行う使用人の職務執行に係る情報も含めて、文書管理規程、文書保存基準等文書に関する定めに基づき適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理するものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する体制の基礎として、リスク管理に関する諸規程を定め、リスク管理の体制を構築し、運用するものとする。また、必要に応じて取締役及び使用人に対してリスク管理に関する教育・訓練を実施するものとする。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役会を原則として月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。また、取締役会の決定に基づく職務執行に当たっては、取締役・執行役員が役割分担等を行い効率的な業務執行を行うものとする。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ⅰ．グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用するコーポレートフィロソフィを制定しており、その考え方を基礎として、グループ各社で諸規程を定めるものとする。

子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制として、関係会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行い、各グループ会社の経営会議等を通じて子会社の取締役等の職務の執行に係る事項につき報告を求めると共に、必要に応じてモニタリング・監査を行うものとする。また、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行等が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、取締役及び使用人は、グループ会社において、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、コンプライアンス管理規程に基づいて通報するものとする。

ⅱ．子会社の損失の危険の管理に関する体制として、関係会社管理規程に従い子会社のリスク把握を行うほか、国内子会社においては、国内の子会社も対象とするリスク管理に関する諸規程を定め、子会社におけるリスク管理の体制を構築し、運用するものとする。

ⅲ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、グループ一体となった経営を推進し、各グループ会社の経営会議、グローバル経営戦略の審議・決定を行う会議、経営戦略に基づく予算の審議・決定を行う会議を開催するほか、グループ会社間で業務のシェアードサービスを実施する等、効率化を図るものとする。

ⅳ．子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上の問題があると認識した場合には、監査担当部署またはコンプライアンス担当部署に報告するものとする。

監査担当部署またはコンプライアンス担当部署は直ちに監査役に報告するとともに、必要に応じて社内関係機関に報告するものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。また、報告を受けた監査担当部署またはコンプライアンス担当部署、社内関係機関は、コンプライアンス管理規程、リスク管理に関する規程等に基づき対応するものとする。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、監査役の当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査役は、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することを求めることができるものとする。監査役補助者に関し、その任命、解任、人事異動、評価、賃金等の改定については、監査役の同意を必要とするものとする。

また、監査役は、監査の実効性の観点から監査役補助者の体制の強化に努めるものとし、監査役補助者の属する組織及び監査役の監査役補助者に対する指揮命令権の明確化を図るものとする。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員等の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

ⅰ．取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に、また同様に子会社の取締役、監査役、使用人等（これらの者から報告を受けた者を含む）は、子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について当該子会社における担当部署もしくは子会社の監査役を通じて当社の監査役に、報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人、子会社の取締役、監査役、使用人等に対して報告を求めることができるものとする。

ⅱ．社内通報に関するコンプライアンス管理規程に基づき、その適切な運用を維持することにより、法令・定款違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

⑧報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

コンプライアンス管理規程に報告者の不処分を規定し、前記「⑦」記載の報告を行った者に対して、報告したことを理由に処分したり、不利な取り扱いをしないものとする。

⑨監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

監査役は、監査役費用の支出にあたってその効率性及び適正性に留意し、職務の執行上必要と認める費用について予算を計上するものとする。なお、緊急または臨時に支出した費用については、事後、償還を請求することができるものとする。

⑩監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査の実施に当たり、監査役と弁護士、公認会計士等外部専門家との連携体制、監査担当部署等との社内の連携体制を確保するものとする。

⑵ 当社の上記体制の運用状況

①コンプライアンスに対する取組みの状況

ホリバコーポレートフィロソフィ、コンプライアンス管理規程、倫理綱領等を制定して、コンプライアンスに係る体制強化を図り、違法行為を未然防止するとともに、違法行為を早期に発見是正する施策として内部通報制度を導入し、社外弁護士相談窓口、内部通報メールシステム等を設置して、社内の法令遵守意識を高めております。

また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する啓発や事案の審議、内部通報された内容の審理・答申・是正勧告などの機能を担っております。

②職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みの状況

定例取締役会を毎月１回、臨時の取締役会を必要に応じてそれぞれ開催し、取締役は迅速・機動的な意思決定を行っております。

取締役会における経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化を図るため、コーポレートオフィサー（執行役員）制度を導入しております。取締役は、コーポレートオフィサーに業務執行を委託し、委託を受けたコーポレートオフィサーは各部門長に対して、具体的な指揮・命令・監視を行っております。

常勤取締役、常勤監査役、コーポレートオフィサーが出席する常勤取締役会は原則毎月1回開催し、各担当業務の進捗状況、経営情報の共有、問題点の把握・協議などを行っております。また、取締役、コーポレートオフィサー、部門長が出席するオペレーション会議、経営会議はそれぞれ月に２～４回の頻度で定期的に開催し、業務執行に関する報告・検討・決定等を行っております。

また、取締役会、監査役による監督、監視体制充実のため、業務の適正化に必要な知識と経験を有した社外取締役と社外監査役を選任しております。

③損失の危険の管理に対する取組みの状況

リスク管理体制の強化を目的にグループリスク管理規程を制定し、リスクを事業に関するリスク、開発・製造に関するリスク、販売に関するリスク、財務に関するリスクと大きく分類し、それらのリスクの管理体制・危機発生の際の責任体制などについて定めております。

リスク管理推進に関わる課題、対応策を協議、承認する組織として、HORIBAグループリスク管理推進委員会がその任に当たることとし、定期的な啓発活動、トレーニングにより、リスクに直面した際には、経営トップから担当者まで、HORIBAグループ全員が、自らの役割を認識し、責任ある的確な行動ができる体制を整えております。

④当社グループにおける業務の適正性に対する取組みの状況

関係会社管理規程に基づき、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行い、必要に応じてモニタリングを行っております。

取締役及び使用人は、当社グループにおいて、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、コンプラインス管理規程に基づいて通報するものとしております。

また、各グループの役員及び幹部社員が出席するグローバルな経営戦略を審議・決定する会議、経営戦略に基づく予算を審議・決定する会議を開催しております。

⑤監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況

監査役は、監査役会で定めた監査方針、監査計画などに従って監査を実施し、取締役会、常勤取締役会、オペレーション会議、事業部門ごとの経営会議、その他重要な会議に出席しております。また、取締役、内部監査部門などからその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類などを閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査して、取締役の職務遂行に関する不正の行為、法令・定款に違反する行為の監視をしております。

弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携、監査担当部署などとの社内の連携を図っております。

⑶ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株主、投資家、お客様、取引先、従業員等の様々なステークホルダー（利害関係者）との相互関係に基づき成り立っています。当社は、世界で事業展開する分析機器メーカーとして「真のグローバルカンパニー」をめざし、さまざまな産業分野の市場に対して、付加価値の高い製品やサービス、分析技術を通じて、「地球環境の保全」「ヒトの健康」「社会の安全・利便性向上」「科学技術の発展」などに貢献することを使命とし、それによって、全てのステークホルダーに対する企業としての社会的責任（社会貢献）を果たすことができると考えています。

また、当社は、将来の収益を生み出す源泉であり企業の永続を担保する人財・技術力やそれを支える企業文化といった「見えない資産」を大切に育成し、これらを包括する「HORIBAブランド」の価値を高める活動を展開しています。これにより、企業価値向上と様々なステークホルダーとの強い信頼関係の構築をめざします。

当社は、資本市場に公開された株式会社であるため、当社に対して投資していただいている株主の皆様には、当社の企業理念及び経営方針にご賛同いただいたうえで、そのご判断により当社の経営を当社経営陣に対して委ねていただいているものと考えます。言い換えれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方について、株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと当社は考えており、当社株式の大量取得行為がなされた場合にそれに応じるべきか否かについても、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきであると考えています。

一方、わが国の資本市場において、企業価値の源泉となるステークホルダーの存在を無視して、自己の短期的な利益のみを追求していると思われる株式の大量取得行為があり得ると認識しています。当社としては、上述の社会的責任を果たし、企業価値を向上させることが、このような濫用的な株式の大量取得行為への最善の対応であり、いわゆる買収防衛策の導入は不要と判断しています。

ただ、仮に、このような濫用的な株式の大量取得行為の提案がなされた場合には、株主、投資家の皆様に適切にご判断いただくために、当社経営陣はそのような濫用的な提案の内容や条件について十分検討し、その検討結果及び見解を株主、投資家の皆様に提供することが、重要な責務であると考えています。

また、当社では、株主の皆様に対して善管注意義務を負う経営者の当然の責務として、株式の買付けや買収提案に際しては、当社の企業価値・株主共同の利益への影響を慎重に判断し、適切な措置を講じます。

そのため、社外の専門家も起用して株式の買付けや買収提案の評価及び買付者や買収提案者との交渉を行うほか、当社の企業価値、株主共同の利益を損なうと判断される株式の買付けや買収提案に対しては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と考え、関連する法令に従い、適切に対応します。

⑷ 剰余金の配当等の決定に関する方針

オーナー（株主）の皆様への利益配分につきましては、平成25年２月14日開催の取締役会において、平成25年度以降は、配当金額と自社株式取得金額を合わせた「株主総還元額」を連結純利益の30％を目処として、柔軟に対処することを基本方針として決定しました。利益成長を通じて企業価値向上を図るべく、内部留保資金を有効活用し成長分野に重点的に投資する一方、この方針のもと、オーナー（株主）の皆様に対して、連結業績に連動した利益還元を実施してまいります。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

（平成27年12月31日現在）　〔単位　百万円〕

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**151,015**	**流動負債**	**62,429**
現金及び預金	43,922	支払手形及び買掛金	17,638
受取手形及び売掛金	54,772	短期借入金	12,879
有価証券	6,927	未払金	14,787
商品及び製品	15,696	未払法人税等	3,796
仕掛品	9,234	繰延税金負債	91
原材料及び貯蔵品	10,786	賞与引当金	948
繰延税金資産	4,001	役員賞与引当金	63
その他	6,463	製品保証引当金	1,605
貸倒引当金	△789	その他	10,617
固定資産	**80,017**	**固定負債**	**38,552**
有形固定資産	**56,978**	社債	15,000
建物及び構築物	31,288	長期借入金	16,826
機械装置及び運搬具	6,468	繰延税金負債	1,181
土地	10,647	退職給付に係る負債	1,947
建設仮勘定	4,739	厚生年金基金解散損失引当金	1,267
その他	3,834	その他	2,329
無形固定資産	**10,298**	**負債合計**	**100,982**
のれん	576	**純資産の部**	
ソフトウエア	4,851	**株主資本**	**125,053**
その他	4,870	資本金	12,011
投資その他の資産	**12,739**	資本剰余金	18,717
投資有価証券	8,335	利益剰余金	96,055
繰延税金資産	1,671	自己株式	△1,730
その他	2,783	**その他の包括利益累計額**	**4,527**
貸倒引当金	△50	その他有価証券評価差額金	2,624
		繰延ヘッジ損益	△0
		為替換算調整勘定	1,836
		退職給付に係る調整累計額	66
		新株予約権	**469**
		少数株主持分	**0**
		純資産合計	**130,050**
資産合計	**231,032**	**負債純資産合計**	**231,032**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）　〔単位　百万円〕

科目	金	額
売上高		**170,898**
売上原価		99,568
売上総利益		**71,330**
販売費及び一般管理費		51,958
営業利益		**19,372**
営業外収益		
受取利息	267	
受取配当金	152	
助成金収入	160	
雑収入	269	850
営業外費用		
支払利息	816	
為替差損	328	
雑損失	227	1,373
経常利益		**18,848**
特別利益		
固定資産売却益	8	
投資有価証券売却益	44	
損害補償損失引当金戻入額	2	
厚生年金基金解散損失引当金戻入額	439	495
特別損失		
固定資産売却損	13	
固定資産除却損	10	
減損損失	170	
事業構造改善費用	135	330
税金等調整前当期純利益		**19,013**
法人税、住民税及び事業税	6,013	
法人税等調整額	117	6,131
少数株主損益調整前当期純利益		**12,882**
当期純利益		**12,882**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年２月８日

株式会社堀場製作所
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　橋　本　克　己　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　島　久　木　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　安　井　康　二　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社堀場製作所の平成27年１月１日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社堀場製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表

（平成27年12月31日現在）　〔単位　百万円〕

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**74,799**	**流動負債**	**22,387**
現金及び預金	22,885	支払手形	1,848
受取手形	2,971	買掛金	13,042
売掛金	20,136	未払金	3,802
有価証券	3,011	未払費用	724
商品及び製品	2,510	未払法人税等	1,183
仕掛品	3,784	前受金	798
原材料及び貯蔵品	1,830	預り金	56
繰延税金資産	1,072	賞与引当金	307
未収入金	9,214	製品保証引当金	467
その他	7,409	その他	154
貸倒引当金	△28	**固定負債**	**32,824**
固定資産	**70,454**	社債	15,000
有形固定資産	**19,717**	長期借入金	15,120
建物	11,585	退職給付引当金	432
構築物	361	債務保証等損失引当金	313
機械及び装置	795	厚生年金基金解散損失引当金	989
車両運搬具	22	その他	969
工具、器具及び備品	1,470	**負債合計**	**55,211**
土地	4,392	**純資産の部**	
建設仮勘定	1,091	**株主資本**	**87,074**
無形固定資産	**3,551**	**資本金**	**12,011**
ソフトウエア	3,104	**資本剰余金**	**18,612**
その他	447	資本準備金	18,612
投資その他の資産	**47,184**	**利益剰余金**	**58,180**
投資有価証券	7,937	利益準備金	817
関係会社株式	35,514	その他利益剰余金	57,363
関係会社出資金	1,276	固定資産圧縮積立金	13
長期預金	1,565	別途積立金	47,389
その他	917	繰越利益剰余金	9,961
貸倒引当金	△27	**自己株式**	**△1,730**
		評価・換算差額等	**2,498**
		その他有価証券評価差額金	**2,499**
		繰延ヘッジ損益	**△0**
		新株予約権	**469**
		純資産合計	**90,042**
資産合計	**145,253**	**負債純資産合計**	**145,253**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）　〔単位　百万円〕

科目	金	額
売上高		**59,793**
売上原価		38,086
売上総利益		**21,706**
販売費及び一般管理費		15,757
営業利益		**5,949**
営業外収益		
受取利息	73	
受取配当金	4,163	
為替差益	37	
雑収入	2,187	6,462
営業外費用		
支払利息	5	
社債利息	91	
雑損失	1,999	2,096
経常利益		**10,314**
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	44	
損害補償損失引当金戻入額	2	
厚生年金基金解散損失引当金戻入額	342	389
特別損失		
固定資産除却損	3	
債務保証等損失引当金繰入額	238	241
税引前当期純利益		**10,463**
法人税、住民税及び事業税	1,666	
法人税等調整額	406	2,072
当期純利益		**8,390**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年２月８日

株式会社堀場製作所
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　橋　本　克　己　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中　島　久　木　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　安　井　康　二　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社堀場製作所の平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、グループ経営監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年２月９日

株式会社　堀場製作所　監査役会

常勤監査役　宇野敏彦　㊞
社外監査役　石角完爾　㊞
社外監査役　石田敬輔　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役８名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（６名）の任期が満了いたしますので、経営体制の強化及び経営の監督機能の強化を図るため2名増員し、社外取締役３名を含む取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴〔地位及び担当並びに重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
1	堀場（ほりば）　厚（あつし） （昭和23年２月５日生）	昭和47年９月　当社入社 昭和52年12月　当社海外技術部長 昭和56年３月　当社海外本部長 昭和57年６月　当社取締役就任 昭和63年６月　当社専務取締役就任 平成元年６月　株式会社エステック（現株式会社堀場エステック）取締役就任 平成４年１月　当社代表取締役社長就任 平成７年６月　株式会社エステック（現株式会社堀場エステック）代表取締役社長就任　現在に至る 平成14年８月　厚利巴儀器（上海）有限公司（現堀場儀器（上海）有限公司）取締役会長（董事長）就任 平成17年６月　当社代表取締役会長兼社長就任　現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 株式会社堀場エステック　代表取締役社長 株式会社ロック・フィールド　社外取締役 株式会社ワコールホールディングス　社外取締役	810,442株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴〔地位及び担当並びに重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
2	齊藤壽一（さいとう じゅいち） （昭和33年２月10日生）	昭和57年３月　当社入社 平成９年３月　当社エンジン計測企画開発部長 平成14年２月　ホリバ・インスツルメンツ社（アメリカ）取締役社長就任 平成14年６月　当社コーポレートオフィサー（執行役員）就任 平成16年６月　株式会社エステック（現株式会社堀場エステック）取締役就任 平成17年６月　当社取締役就任 株式会社堀場エステック常務取締役就任 平成20年６月　同社取締役副社長就任 平成24年１月　当社経営戦略本部長　現在に至る 平成25年３月　当社取締役副社長就任　現在に至る	11,968株
3	佐藤文俊（さとう ふみとし） （昭和29年２月16日生）	昭和51年４月　日本銀行入行 平成10年４月　同行青森支店長 平成13年５月　同行福岡支店長 平成16年４月　同行退行 平成16年４月　当社入社 当社シニアコーポレートオフィサー（常務執行役員）就任 平成17年３月　当社管理本部長　現在に至る 平成17年６月　当社常務取締役就任　現在に至る 平成20年４月　当社東京支店長　現在に至る	10,860株
4	足立正之（あだち まさゆき） （昭和37年11月１日生）	昭和60年３月　当社入社 平成11年３月　当社エンジン計測開発部長 平成15年３月　当社エンジン計測システム統括部長 平成17年９月　当社自動車計測システム統括部長 平成18年６月　当社コーポレートオフィサー（執行役員）就任 平成19年１月　ホリバ・インターナショナル社（アメリカ）社長就任 平成22年４月　当社シニアコーポレートオフィサー（常務執行役員）就任 平成23年１月　当社開発本部長兼開発統括室長　現在に至る 平成26年３月　当社取締役就任　現在に至る 平成26年４月　ホリバ・ジョバンイボン社（フランス）代表取締役社長就任 平成28年１月　同社経営監督委員会議長就任　現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 ホリバ・ジョバンイボン社（フランス）経営監督委員会議長	10,399株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴〔地位及び担当並びに重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
5	※ 長野 隆史（ながの たかし） （昭和37年4月13日生）	昭和60年３月　当社入社 平成11年３月　当社エンジン計測企画開発部長 平成13年３月　当社エンジン計測システム統括部長 平成15年12月　ホリバ・ヨーロッパ社（ドイツ）代表取締役社長就任 平成17年６月　当社コーポレートオフィサー（執行役員）就任 平成18年６月　当社シニアコーポレートオフィサー（常務執行役員）就任　現在に至る 平成23年１月　当社営業本部長　現在に至る 平成23年４月　ホリバ・ヨーロッパ社（ドイツ）代表取締役社長兼CEO就任 平成25年４月　ホリバ・ヨーロッパ社（ドイツ）CEO就任　現在に至る 平成26年４月　ホリバ・コリア社（韓国）代表取締役社長就任　現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 ホリバ・ヨーロッパ社（ドイツ）CEO ホリバ・コリア社（韓国）代表取締役社長	11,789株
6	杉田 正博（すぎた まさひろ） （昭和19年10月20日生）	昭和42年４月　日本銀行入行 平成元年４月　同行松本支店長 平成８年５月　同行国際局長 平成10年６月　同行退行 平成10年６月　日本輸出入銀行海外投資研究所長 平成11年９月　同行退行 平成11年９月　日本銀行監事就任 平成15年９月　同行監事退任 平成15年12月　萬有製薬株式会社社外監査役（常勤）就任 平成18年６月　当社取締役就任　現在に至る 平成19年６月　株式会社七十七銀行社外監査役就任 平成21年10月　萬有製薬株式会社社外監査役就任 平成22年10月　ＭＳＤ株式会社監査役就任　現在に至る 平成25年６月　株式会社七十七銀行社外監査役退任 同行社外取締役就任　現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 ＭＳＤ株式会社　監査役 株式会社七十七銀行　社外取締役	1,100株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴〔地位及び担当並びに重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
7	※ 東伏見 慈晃（ひがしふしみ じこう） （昭和17年6月21日生）	昭和41年４月　株式会社埼玉銀行（現株式会社りそな銀行）入行 昭和63年４月　同行東久留米支店長 平成５年３月　株式会社あさひ銀行（現株式会社りそな銀行）退行 平成５年４月　宗教法人青蓮院（京都市）入山 平成６年４月　同法人執事長就任 平成15年12月　同法人代表責任役員　門主　就任　現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 宗教法人青蓮院　代表責任役員　門主	0株
8	※ 竹内 佐和子（たけうち さわこ） （昭和27年７月９日生）	昭和59年４月　フランス応用数理経済研究所客員研究員 昭和63年10月　エコール･ナショナル･デ・ポンゼショセ（フランス）国際経営大学院（MIB）副所長 平成６年９月　株式会社長銀総合研究所主席研究員 平成10年４月　東京大学大学院工学系研究科助教授 平成14年４月　東洋大学経済学部教授 平成16年10月　世界銀行アジア太平洋部門都市開発セクター（中国担当） 平成17年７月　外務省参与・大使 平成17年10月　京都大学工学研究科客員教授 平成23年４月　パリ日本文化会館（国際交流基金）館長	0株

（注）１．各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．取締役候補者　杉田正博氏、東伏見慈晃氏、竹内佐和子氏は、社外取締役候補者であります。

３．当社では、「取締役候補指名に当たっての方針」及び「独立社外役員の独立性判断基準」を定めております（当社ウェブサイト（http://www.horiba.com/jp/investor-relations/corporate-governance/））。
本議案における社外取締役候補者３氏は、すべてこの基準を満たしております。
このほか、社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。

⑴　社外取締役候補者とした理由
杉田正博氏には、豊富な国際経験や他社の取締役、監査役としての見識等を当社の経営にいかしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
同氏の当社社外取締役就任期間は、平成18年６月17日開催の第68回定時株主総会において選任されてから本総会終結の時をもって９年９ヶ月間であります。
東伏見慈晃氏には、宗教法人青蓮院の門主としての卓見に基づく倫理的観点からの助言や金融機関での勤務経験等を経営にいかしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

竹内佐和子氏には、工学博士としての見識や、当社の主要な拠点があるフランスをはじめとした国際経験を当社の経営にいかしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

⑵ 責任限定契約の締結

当社と杉田正博氏は、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認可決された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、東伏見慈晃氏、竹内佐和子氏の選任が承認可決された場合、当社は両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

⑶ 独立役員の届出

当社は、杉田正博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、東伏見慈晃氏、竹内佐和子氏の選任が承認可決された場合、両氏は新たに独立役員となる予定であります。

４．杉田正博氏の兼職先であるＭＳＤ株式会社は、平成22年10月１日付をもってシェリング・プラウ株式会社が萬有製薬株式会社を吸収分割し、同日付をもって商号変更しております。

５．※印は新任候補者であります。

第２号議案　監査役３名選任の件

本総会終結の時をもって監査役全員（３名）の任期が満了いたしますので、監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴〔地位及び重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
1	宇野敏彦（うの としひこ） (昭和19年７月９日生)	昭和49年12月　当社入社 平成２年３月　当社ハード開発部長 平成４年３月　当社第３生産統括部長 平成８年９月　当社生産センター長 平成14年６月　当社コーポレートオフィサー（執行役員）就任 平成16年６月　当社シニアコーポレートオフィサー（常務執行役員）就任 平成17年６月　株式会社堀場エステック取締役就任 平成23年３月　当社補欠監査役 平成23年４月　当社コーポレートアドバイザー就任 平成24年３月　当社監査役就任　現在に至る	9,025株
2	石角完爾（いしずみ かんじ） (昭和22年11月11日生)	昭和46年４月　通商産業省（現経済産業省）入省 昭和49年３月　同省退官 昭和50年４月　弁護士登録 昭和56年４月　千代田国際経営法律事務所　所長　代表弁護士　現在に至る 平成７年６月　当社監査役就任　現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 千代田国際経営法律事務所　所長　代表弁護士	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴 〔地位及び重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
3	石田 敬輔（いしだ けいすけ） （昭和20年12月23日生）	昭和53年６月　株式会社写真化学代表取締役社長就任 平成８年４月　同社代表取締役会長就任 平成12年４月　同社代表取締役会長兼社長就任　現在に至る 平成13年10月　株式会社エスケーエレクトロニクス取締役会長就任　現在に至る 平成17年６月　当社監査役就任　現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 株式会社写真化学　代表取締役会長兼社長 株式会社エスケーエレクトロニクス　取締役会長	5,378株

（注）１．各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．監査役候補者　石角完爾氏、石田敬輔氏は、社外監査役候補者であります。

３．当社では、「監査役候補指名に当たっての方針」及び「独立社外役員の独立性判断基準」を定めております（当社ウェブサイト（http://www.horiba.com/jp/investor-relations/corporate-governance/））。本議案における社外監査役候補者両氏は、すべてこの基準を満たしております。

このほか、社外監査役候補者に関する事項は、次のとおりであります。

⑴　社外監査役候補者とした理由

石角完爾氏には、弁護士として法的な専門知識と経験を当社の経営にいかしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

同氏の当社社外監査役就任期間は、平成７年６月17日開催の第57回定時株主総会において選任されてから本総会終結の時をもって20年９ヶ月間であります。

石田敬輔氏には、企業の経営者としての見識等を当社の経営にいかしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

同氏の当社社外監査役就任期間は、平成17年６月18日開催の第67回定時株主総会において選任されてから本総会終結の時をもって10年９ヶ月間であります。

⑵　責任限定契約の締結

当社と石角完爾氏、石田敬輔氏は、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。両氏の再任が承認可決された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

⑶　独立役員の届出

当社は、石角完爾氏、石田敬輔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

第３号議案　補欠監査役２名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役　石角完爾氏、石田敬輔氏の補欠の社外監査役として田辺親男氏、監査役　宇野敏彦氏の補欠監査役として橘川　温氏の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、田辺親男氏、橘川　温氏の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴〔重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
1	田辺親男（たなべちかお） （昭和22年４月19日生）	昭和47年４月　京都府立医科大学付属病院勤務 昭和54年６月　田辺医院開業 昭和60年３月　島原病院（現医療法人親友会島原病院）理事長就任　現在に至る 平成２年４月　坂崎診療所（現医療法人知音会御池クリニック）会長就任 株式会社京都メディカルクラブ代表取締役社長就任 平成19年５月　同社代表取締役会長兼社長就任　現在に至る 平成19年７月　医療法人知音会中之島クリニック会長就任 平成24年11月　学校法人京都学園理事長就任　現在に至る 平成26年３月　当社補欠監査役　現在に至る 平成26年４月　医療法人知音会御池クリニック最高顧問就任　現在に至る 医療法人知音会四条烏丸クリニック最高顧問就任　現在に至る 医療法人知音会中之島クリニック最高顧問就任　現在に至る 平成26年10月　医療法人知音会堂島内科･消化器内科クリニック最高顧問就任　現在に至る 平成27年１月　医療法人あけぼの会理事長就任 平成28年１月　株式会社ヘルスウエイブ代表取締役会長就任　現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 株式会社京都メディカルクラブ　代表取締役会長兼社長 学校法人京都学園理事長 医療法人親友会島原病院理事長	7,219株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴〔重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
2	橘川（きっかわ） 温（すなお） （昭和26年4月10日生）	昭和49年３月　当社入社 平成８年３月　当社経理部長 平成14年６月　株式会社エステック（現株式会社堀場エステック）監査役就任 平成17年３月　当社コーポレート統括室長 平成17年６月　当社コーポレートオフィサー（執行役員）就任 平成19年４月　当社シニアコーポレートオフィサー（常務執行役員）就任　現在に至る 平成21年１月　当社財務本部長　現在に至る 平成23年３月　株式会社堀場エステック監査役退任 平成23年３月　同社取締役就任　現在に至る 平成24年３月　当社補欠監査役　現在に至る	4,861株

（注）１．各補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．補欠監査役候補者　田辺親男氏は、東京証券取引所の定めや当社が定めた「監査役候補指名に当たっての方針」及び「独立社外役員の独立性判断基準」を満たす、補欠の社外監査役候補者であります。

このほか、補欠の社外監査役候補者に関する事項は、次のとおりであります。

⑴　補欠の社外監査役候補者とした理由

田辺親男氏には、医療機関における豊富な経営経験と幅広い見識等を当社の監査業務にいかしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

⑵　責任限定契約の締結

田辺親男氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定で、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

⑶　独立役員の届出

田辺親男氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

以　上

「インターネットによる議決権行使のご案内」

⑴ ご注意事項

・インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト（http://www.web54.net）をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、このウェブサイトは携帯電話を操作端末として用いたインターネットではご利用いただけません。

・インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。

・本株主総会の議決権行使でご使用いただくパスワードは、最初のアクセス時、株主様ご自身で改めてご設定いただきます。議決権行使書用紙の議決権行使コードが記載された部分を大切に保管していただくとともに、ご入力いただいたパスワードは、忘れないようにご注意ください。
なお、パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

・議決権行使専用ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

⑵ お問い合わせ先

・議決権行使でのパソコンの操作方法について
三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
電話 0120(652)031 （受付時間　9:00～21:00）

・その他のご照会は、次の問い合わせ先にお願いいたします。
①証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社
②証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行　証券代行事務センター
電話 0120(782)031 （受付時間　9:00～17:00　土日休日を除く）

機関投資家の皆様へ
機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以　上

<MEMO>

株主総会会場ご案内図

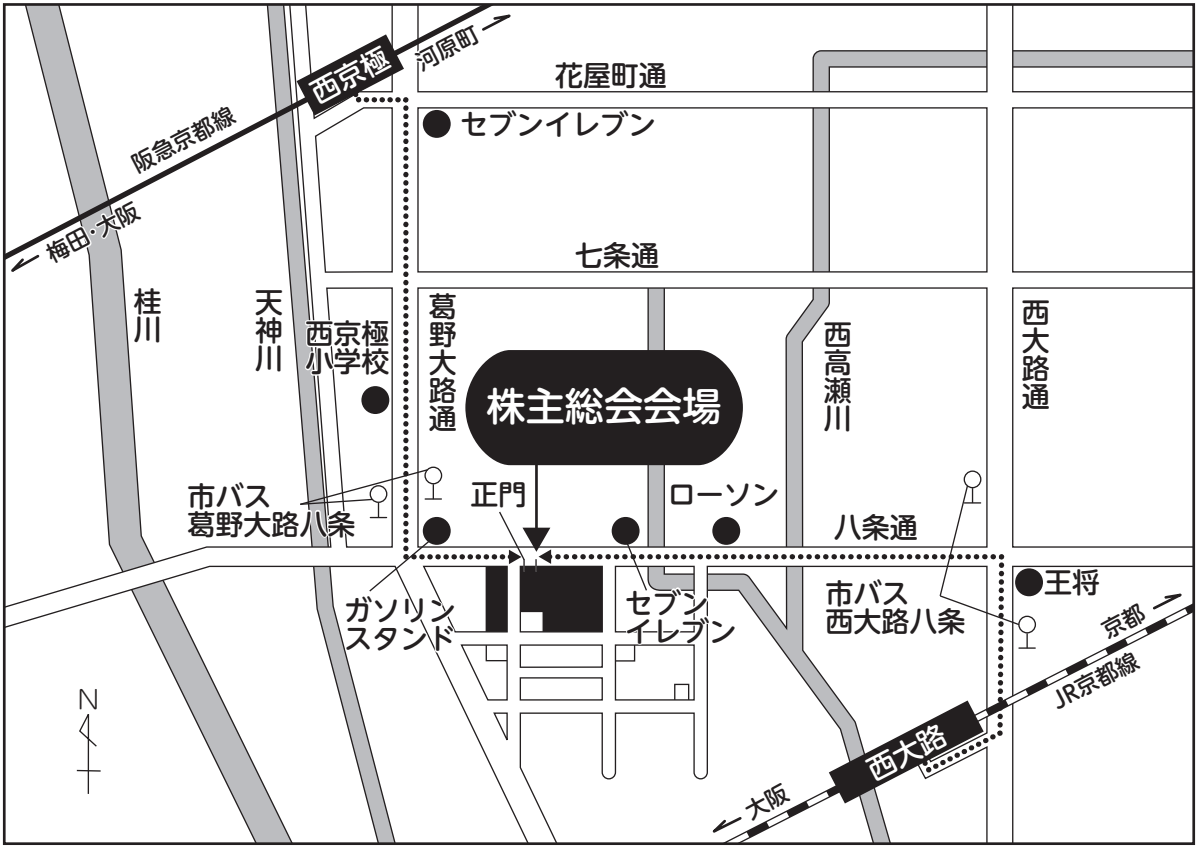

交通機関のご案内

- **ＪＲご利用の場合**〈西大路駅下車〉
  西大路通を北へ徒歩約５分、西大路八条を西へ約10分
- **阪急電車ご利用の場合**〈西京極駅下車〉
  葛野大路通を南へ徒歩約12分、葛野大路八条を東へ約３分
- **京都市バスご利用の場合**
  〈西大路八条下車〉西大路八条を西へ徒歩約10分
  〈葛野大路八条下車〉葛野大路八条を東へ徒歩約３分
- **（ご参考）タクシーご利用の場合**
  ＪＲ京都駅より約15分

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。